

沢田首席代表

アジア局長

宇山参事官

極秘

秘密指定解除  
情報公開室

一般請求権問題に関する件

北東アジア課

80.12.13  
25.

12月13日大蔵省理財局吉田次長よりトテ:

対お電話連絡下記の通り

1. 12日 西京局長(吉田次長同席)は、

劉主査 韓正銀行東京代表者 及び 加地氏

(韓正銀行顧問)と晝会に招いた。一非公式

会談としても話の接穂も有るので、連絡を密に

お題目で計画したもの

2. 会後劉主査は帰国中一般請求権に

ついても何等進展がしないうちに、困

惑している旨述べたので、西京局長より、請求権

アジア局  
35.12.14  
局長附

の各項目について、直ぐ反応を示せと言われれば

難かしく、強いて反応を示すと言われれば、法律絡

りことと言われれば「可なり」、如前酷政を止めること

友好的雰囲気と云ふことになりやしないか

と考へて、若慮してこの旨を述べたところ、御見

一番問題としと思われぬ未松玲英、男松、幸全

等々については、日中例で拂われたいと言われれば

調査に多大な経費が必要

印象としては、一般請求権委員会については、

首席代表から、愈首席に対し、友好的雰囲気

まよきやうのために、このところ高相上げ

して、相場をぐと取上げることにしたとどうかと

持ちかければ、先方も反対し難い様である。この

真、その可否につき御研究願う。

3. 会談とは別の問題として、在日次長より、新聞

に載せる6億ドルの増資協力について、その

標字法が合ったのた「どうかと」の意向が合ったので、

ト希望。その標字法は聞いて居る。おそろく

先日の7億ドルの標に、これは一つのバリエーション

なにかやと答えたところ、在日次長もその様に

思う。しかし、繼に6億ドルの半分であったが、大蔵

省としては「おつまる、ごまかす」ものがあるのだ。

政治的解決に當つては十分に真歩を歩か

ま願いたく、また白鶴館にこのことを

否定されたこと述べていた。

以上、ト部記

極秘  
まで

沢田首席代表

6 条約局長

2 アジア局長

5 次

長

1 宇山参事官

3 条約課長

7 下部参事官

4 法規課長

北東アジア課

請求権問題に関する 非公式合談概要

25. 12. 27

北東アジア課

12月21日夜、日本側 宇山参事官、吉田大蔵官

理財局長次長、桜井同外債課長、韓国側 李相

總、金正濂両委員出席の下に行われた。本件

合談の概要次のとおり。

1. 先が李委員より 次のような発言があった。

「一般請求権については 日本側から ほか

ほか、意見の開陳がなされた。韓国側としては

外務省  
30.1.4  
付

甚だやりにくい立場にある。そもそも一般の韓  
国人、ことに知識派の多くは、韓国は社会  
主義国防衛の第一線にあり、韓国が「こわい」  
（怖い）から、日本は平穩に経済の繁栄を  
築きこんでいるのであるから、大局的にみて過去  
のいきさつとは別個に日本は韓国に大きな  
借りがあり、韓国を助ける義務があると考  
えている。後、<sup>今後</sup>日韓~~関係~~~~交渉~~にあり、その  
うゑも日本側で考えてもらわないと、そこから  
出てくる結論が上述の一般韓国人の気持ちと  
そぐわないものとなるおそれがある。」  
これに対し吉田次長は次のとおり答えた。

「いま李委員のいわれに真は、現在日本のおかれ  
ている国際的立場からいって、おれわれ日本人  
がた之を留意していなければならぬ大事  
な真であると思う。アリア諸国への経済協  
力もいわば広くそういう趣旨から出たと言え  
ると思う。（大蔵省部内において、吉田次長が  
経済協力無用論者に対し常に獲得に努め  
ている次第を纏々述べた）

さて、請求権問題については、久保田発言以  
来日本は言いたいこともたがをはめられて言え  
ないような立場にある。たとえて言えば、二人の  
人がいて A は B に百万貸しており、B は A に

20万貸している場合、百万の返り方は ~~棚上げ~~  
~~棚~~

して 20万とり返すということになると、Aは

一体何をしているのかといわれる。特にBにも

困難な事情があり、Aもその裏を充分同情的

に与える、~~とあるが、~~ Aが自分の貸している  
(用意が可。しかし)

百万について全然作もできないということでは

A、B間の話はうまく行かないかもしれない、

自分の方としては、いまさら従来のことを

~~棚~~ ~~上げ~~ ~~に~~ ~~し~~ ~~て~~ ~~は~~ ~~い~~ ~~か~~ ~~な~~ ~~い~~ ~~が~~、双方が非

公式にでもいっから言いたいことを、エクサイトする

ことばく、腹藏はく話合えるようにしてもらう

ことが好都合である。



了、以上の吉田次長の発言に対し、韓国側は、  
自分達の方針としては、百万借りて20万貸  
しているのではなく、百万借りて20万貸している  
つもりである。と述べた後、例えは、焼却した  
日銀券の話はどうか。焼却は日銀、米軍、韓  
国側三者立会いの下<sup>で</sup>行われたので、同連心は  
なく、また御存知のように、銀行券は長く貯蔵  
すると腐るので、焼却したのは当時としては  
適宜の措置であったと思うと述べた。これに  
対し吉田次長が、自分達の仲間には焼却したと  
いうことは請求権を放棄したものであると言っ  
ても可い。と述べたところ、韓国側はそれ以上

にゆいといと答えた。

4. 最後に吉田次長より、正直のとら分

達もまた全部の検討を終えていないのだが、

いかにせよ腹藏なく語会をしたかと思う。

比較的

とり上げやその理由から語会してはどうだろう

かと質したところ、韓国側は、おぐには応じ

なかつたが、<sup>暫</sup>時語会の後、結局(1) お互に

忌憚のたの意見を述べあうこと(2) とり上げやその

理月からとり上げることに賛成の意を表明した

上、明年1月再開後の会議においては、請求権

の問題についても、いかなる場合でも実質的協議会に

に入らうという日本側の意向をきくことができ

たことは大変うれしいと述べた。

極秘  
印

条約局長 力  
参事官 官  
条約課長  
法規課長

アジア局長 手  
宇山参事官  
北東アジア課長

沢田首席代表

一 概請本権 非公式会談

1. 時と所 26年 3月2日 午後7時  
芝公園 スレセントにて

2. 出席者

韓王例 劉彰順 之查  
李相徳 代表

我方 西永 之查  
玄田 次長  
卜 部

3. 談話内容

(a) 韓王例より 3月1日 口会談(全領  
地令に於てこの 玄田次長 答弁)が、交渉中  
の事項に於て 豫断したもので、これは  
国と述べ、玄田次長より 質問の 玄田が  
玄田であるため 答弁したが、交渉の 結果  
どうなるかについては 留保したものであり、  
新聞は 全貌を伝えずに 答えた。

16) 韓亞例よりの後回に対し、ト希が共産党はもとより、社会党も日韓会談とこのように考えを持っている様だと言った、先方は、野党はそうだが、政府共産党の考えが決定するべしと言っていた。

17) 西京主席より、請求権の各項目について交渉して行くことが、日韓両国の交渉自体のほか、今後永きにわたる日韓両国の親善関係に取リ果して望ましいことかどうかについて、西京自身は疑問を持って、治玉まとのためには別のアプローチも考えようと言った。

(この英が本非公式会談の中心となり、話題は終始この英に帰着した)

○ 此れに対し、答リ主席は、これは procedure の問題で、根本は日韓例に治会をまとめる考えがあるのかどうかである。韓亞例ではこの英について tangible な確証を持って得るまい。また主席問の治会により

決定した procedure に代る名案があるか  
それによることに反対しなかった、それが世  
けいけい。主席の決定による他ありと述べた。

。西京之査は、~~その~~ その procedure に  
よる場合、日東側の正しいと信じる  
法律解釈を述べて意見が対立すること  
あり、その外布に帰すると、最後に  
治令に解決しても、何かしにりか疎る  
かそれあり、その真知に記であると~~述べた~~。  
しかし、希望であれば、その procedure  
によりましようとして述べた。

。第 2 査は、それだからと云って、この  
procedure によるた場合に、おこり得る  
結果について責任は韓東側にありと  
あるのでは困ると述べた。

(この間、李代表は、主席の決められた  
procedure を代えることはできず、し、  
また、日東側の法律解釈を知らないと  
は、韓東民に対する説明乃至 PR に  
資するだろうという趣旨を述べた。)

。ト布より、西京之査は、主席間の治令  
を責めようというのではなく、その心配  
を述べられたゆえに、お互いに、今後

談話内容を主席に報告し、その結果  
やはり今の procedure を進めるといふ  
ことであらば、了解なし、意見が一致  
しなれば、それは上司の決定にゆだね  
た。また どうしても具合が悪いこと  
があれば、また非公式に相談する  
としたら如何かと述べた。

。玄田次長より、債権債務の関係の  
法は、サラリとしたものにはサラリが、  
どうしでもキツキツしたものにすると  
述べた。

。西京主査は、債権債務の法は Venice  
の商人の法にサラリと得るの  
のは、banker である韓正例、代官も  
十分御承知であろうと述べた。

。劉主査は、法は loose にセッティング  
答えた。

(d) 今後の法令については、西京主査より、本  
述べた率直で個人的意見を考慮された  
上、来週早くでも、ト布と文恭両者の  
向で相談して、<sup>会議の</sup>右の方のほうの日付を  
定めるつもりと述べた。韓正例

これに同意した。

e  
(A) ト印入り、法律解釈と述べているが、また  
清お叔らについて、何を意味するのかわかり  
の真もあり、先かその後向をさせて貰  
た。既に #1 項については ~~後向~~ 後向  
させて貰ったが、他の項目は後向の機  
会なく、何か分かるものにつき response  
をおよびに行かざらぬと思つて述べた。(こ  
の真については、韓国の例は入しと書き  
しなかった標記が、横に記入する  
しなかった。)

(B) 新南英法については、ト印入り後向  
がある。 (A) の真と、(C) の真と  
「全港のオメガ ~~...~~ について法令的な  
程交を答えることとした。



極秘  
まで

条約課長  
法規課長

アジア局長  
宇山参事官

文参事官との打ち合せ  
(ト部参事官記)

北東アジア課長

1. 時と所. 36.3.6. 10:30 a.m. - 11:20 a.m.

露友会館

2. (a) ト部より、<sup>主席同の会談で</sup>一般請求権委員会では、事実の確  
認と法的な大綱の南際にとり、支払へ  
支払は右の議論はし、<sup>ト部</sup>とに話し合ひ、かついた  
と諒解するが、如何と伺ひ、文参事官も同  
様諒解を述べた。

(b) 会談の進め方については、ト部より、各項目  
について、<sup>合項目はト部</sup>南境の如何、これに対し、<sup>ト部</sup>須向し、<sup>ト部</sup>が  
が確認されたのちに、日東條約より法的  
見解を述べることとしたと述べたのに対し、  
文参事官は、詳しく説明もあつた、須向にもお答  
えするが、第1項目、第2項目については、法的な大綱  
を述べ、それのすんだら次の項目に入りたいと  
述べた。この真折合ひの事、今後の会談の  
際、主席同意でまとめようことにした。

(c) 日取りについては、文参事官は、水曜日(8日)を  
予定したいと述べた。ト部は、木曜日と伺ひ

アジア局  
36.3.18  
局長付

ことと大蔵省と法令の中心と述べた。(この  
点も後述にはまさらお。大蔵省と後述のあ  
りり。)

(d) 文部省は、会場の最初、二回にわたって  
general statements を行ったと述べた。こ  
ト即ち、その内容が「よく、日中例には  
言うことは言いたくない」と述べた。

(e) Xエラントは、第1回会場の翌日発表と  
決定して、そのことについて、ト即ち、然る  
それにより、この論文を先かやり、その後、  
2項目制に入るとはどうかと述べた。

(f) 文部省は、最後に、4月危機説が「ある  
が、張勳内閣が倒れた場合、後述首視  
の目的なく、もしその様な場合には CA00  
が来るであろう。従って日中例としても、この  
際英断を促して張勳内閣を助けるのが、  
結局日中例の利益と見なす」と述べた。

秘密指定解除

情報公開室

極秘

条約局長

参事官

条約課長

アジア局長

宇山参事官

北東アジア課長

一般清本権委員会打合せ

(非公式)

1. 時 = 所

26年

3月6日 午後7時 本井にて

2. 出席者

劉、李、文

西京、玄田、ト伊

3. (a) 会議日取

若干のやり取りがあった後

3月8日(水) 午後11時 南佐に決定

(b) 議題

(i) 8日の会議では US x 五委員

と水につき general statement をするにとり  
あり得る。

(ii) 各項目につき事実の経過と

して、その後法律の欠解を述べた旨、西京

と李の主張したか、先方は特に異議を

申し立てなかった。(8日朝 文参事官の言った

いた各項目につき法律の欠解を述べた旨

と次の項目にうづるという主張は伺った

のかどうかは不明)

(iii) Vesting decree を 米 → 韓へ

移った財産にふいても 15% の金が必要か

904

アジア局  
33.3.17

外務省

ある旨、西京之室が言ったが、劉、李、文三人  
ともそれは筋が通うと主張。また、おとらけは  
韓国の代表団に問合せらるべきものならんと  
述べ、更に文は代表団で知り得る限り  
お知らせおべしと述べた。西京之室は  
それと良いと云わすかった。

(二) 吉田次長より、U.S. MEMO 222  
收りの事より、日米対等と誤解した可笑  
は韓国の側主張。清木叔内閣右端が  
当然相待されるのにそのことが甚かつた  
のは遺憾する旨の発言あり、これに対し  
劉は、清木叔項目を決定する際、韓国内  
部で意見が対立したか、結局日米対等  
と決つたことと考慮に當りて右端と此  
れのか、清木叔の項目ありと述べた。

(以上)

ト印記